

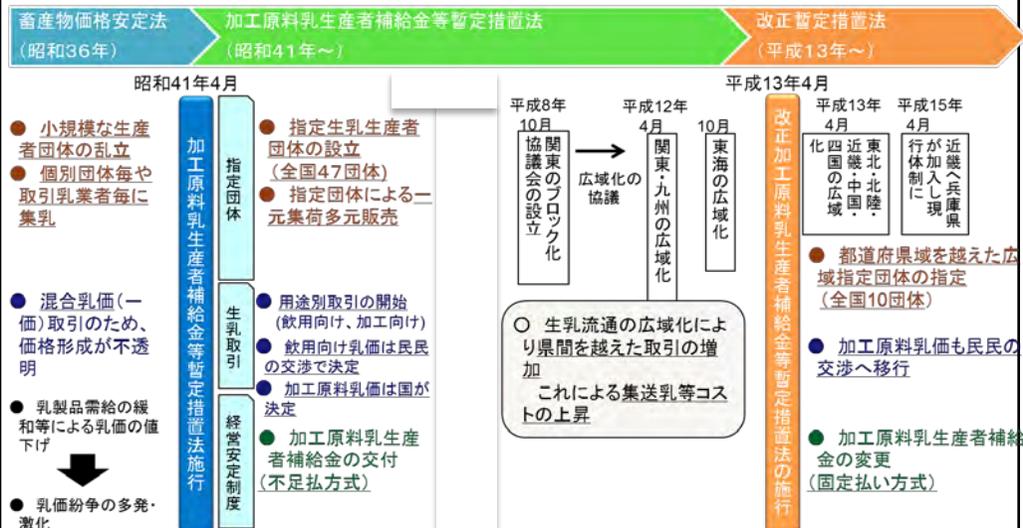
## 2 生乳流通の現状(指定団体の変遷)

○ 昭和41年以前の生乳取引・流通は、小規模な生産者団体が乱立しており、乳価交渉力が弱く、生産者と乳業者の間の乳価紛争が多発していた。

○ このため昭和41年、加工原料乳法が施行され、指定団体を通じて補給金を交付する仕組みが構築された。この指定団体は、加入の妨害禁止や独禁法の特例を有する農協・農協連の機能を活用し、更に生乳取扱数量が地域の相当量(1/2超)とするなど、乳価交渉力の強化等を図ってきたところ。この時点においては各都道府県に1の指定団体を設立した。

○ 平成13年以降、生乳流通の広域化により、県間を越えた取引が増加したこと等を背景に、複数の都道府県を区域とする広域指定団体に移行し、現在は全国10団体となっている。

### ○指定団体制度の変遷



## 2 生乳流通の現状(現行の指定団体制度)

- 現状においては、指定団体に生乳を出荷しなければ、補給金を受け取れないことから、
  - ① 出荷先の違いにより補給金の交付・不交付が決まるのは不合理
  - ② 指定団体に出荷せずに酪農家の創意工夫による特色ある乳製品の製造・販売などに取り組む際のリスクが大きいといった声が存在。

- 一方で、
  - ① 指定団体は条件不利地域からもあまねく集乳して地域内でコストを均等に負担している
  - ② 補給金は、飲用向け・乳製品向けを適切に調整し、不利益な(飲用向けより低い乳製品向け乳価で販売)ところに出すべきとの声も存在。

### ○ 規制改革会議(第34回農業WG)における単位農協からの説明

・「指定団体に入らなければ補給金をもらえないという制度そのものは、もう変です。」

### ○ 規制改革ホットラインへの提案事項

・「自主販売酪農家が加工向けにより需給調整を行なっても、その費用は全て農家負担となっています。(略)酪農の経営改善のためには、酪農家が自己の経営の利点を生かし、目的に合った販売形態の選択ができるようにする必要があります。」

### ○ 自民党農林合同会議ヒアリングにおける単位農協からの発言

・「南宗谷は北海道の一番北に位置し、指定団体は、多様な規模の農家から一元的に集荷効率的に生乳を輸送している。また、悪天候により道路が遮断された場合にも、行政や指定生乳団体が連携して生乳の輸送を行ってきたところ。」

・「現行の指定団体制度を廃止するということは、遠隔地では、輸送コストの増により生産基盤の崩壊に繋がる。」

### ○ 規制改革会議(第27回農業WG)における酪農家からの説明

・「補給金という何となく言葉として補給金、国の制度でもらっている。でもそこにはちゃんとした理由があるのではないかという思いなのです。無造作に誰でも彼でも渡しているわけではなくて、そこにはちゃんと頑張ったからこそそのものだったり、不利益なところに対してのものだったり(略)。」

・「加工原料乳の話、これはしっかりと誰かが需給調整をしなければ、日本のバランスは崩れてしまうのです。」

○ 農協については、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)及びこれを受けた農協法改正において、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきものであることを徹底する観点から、「農協は組合員に事業利用を強制してはならないこと」が農協法に明記されたところ。

○ また、農協については、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)において、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、「行政は農協を他の農業者団体等と同等に扱うこと」という考え方が示されている。

○ 農業協同組合法(平成27年改正後)

第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

○ 「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)

3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

○ 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う。

○ 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数を支払って行うものとする。

なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス(申請書記載代行等)は、行政代行とは別ものである。

## 2 生乳流通の現状(指定団体制度の諸機能の評価・検証)

- 指定団体制度の諸機能としては、
- ①輸送コストの削減、②条件不利地域の集乳、③乳価交渉力の確保、④ 飲用向けと乳製品向けの調整、としているところ。
- このうち、①、②、③の機能については、農協・農協連が販売事業の一環として取り組むものであり、農協・農協連の機能を活用して発揮されている機能である。
- これに加えて、加工原料乳法において、
- ア)生乳の取扱数量が相当の割合(1/2超)となっていること、
  - イ)員外利用が実質的に制限されていないこと、
- を指定要件として機能を強化している。
- また、② 条件不利地域の集乳については、同法第7条6号を受けた施行規則第7条第1号において「対価の算定方法については、生乳の数量及び規格以外の事項を基準としないこと」とされ、条件不利地域を含めて同等の対価を支払う仕組みとなっている。
- また、④飲用向けと乳製品向けの調整については、補給金を通じて機能を発揮されている。補給金は、乳製品に仕向けられる加工原料乳の価格は飲用向けよりも低い価格条件という状況に対し、乳製品向けに仕向けても生乳の再生産を可能とし、飲用向けと乳製品向けの仕向きの調整の実効性を担保する機能を有している。
- 現行では、補給金は指定団体にのみ交付されており、補給金の機能は指定団体を通じてのみ発揮されている。
- 指定団体に生乳を出荷しなければ、補給金を受け取れないことから、それ以外の者は自ずと飲用主体の仕向けに向かうこととなる。

(参考) 法制面からの整理

目的	農協としての機能	指定団体に指定することの効果	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集送乳の合理化</li> <li>— 輸送コストの削減</li> <li>— 条件不利地域の集乳</li> <li>・ 乳価交渉力の確保</li> </ul>	<p>① 農協は、販売事業の一環として、当然に輸送コストの削減、条件不利地域も含めた集乳の確保、乳価交渉力の確保に努めるべきもの。</p> <p>※1 農協は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない(農協法第19条)</p> <p>※2 農協は、独禁法の適用除外(独禁法第22条)</p> <p>② ただし、農協の事業は組合員が利用するのが原則であり、員外利用規制(原則、組合員利用分量の1/5まで)がある。</p>	<p>① 左記目的の観点から、以下のとおり農協の機能を強化</p> <p>1) 指定団体の指定要件として、「地域内で生産される販売数量に対し、受託販売に係る生乳の数量が相当の割合(1/2超)を占めていること」となっていること(加工原料乳法7条第2号、第3号、同法施行規則第5条)</p> <p>2) 指定団体の指定要件で「員外利用が実質的に制限されていないこと」となっていることを受けて、農協法上の員外利用の上限について(農協法施行令第2条)、組合員利用分量の100/100に緩和していること</p> <p>3) 指定団体の指定要件として、「対価の算定方法については、生乳の数量及び規格以外の事項を基準としていないこと」となっていること(加工原料乳法施行規則第7条第1項)</p>	<p>① 実態上、指定団体が集乳する生乳生産者の大宗は当該指定団体の直接又は間接の会員である農協の組合員である。</p> <p>② 農協法上は、事業の性格に応じ、別法がなくとも員外利用上限の特例を定めうる。</p> <p>(例) 販売事業のうち組合員の生産する物資の加工に係る事業、医療・老人福祉事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲用向けと乳製品向けの調整</li> </ul>		<p>② 指定団体を通じて委託販売される加工原料乳に対し、補給金を交付(加工原料乳法第5条)</p>	

## 2 生乳流通の現状(指定団体の中間コスト)

○ 酪農家への乳代精算に際しては、生乳販売代金から生乳販売に係る手数料や集送乳経費等を控除。

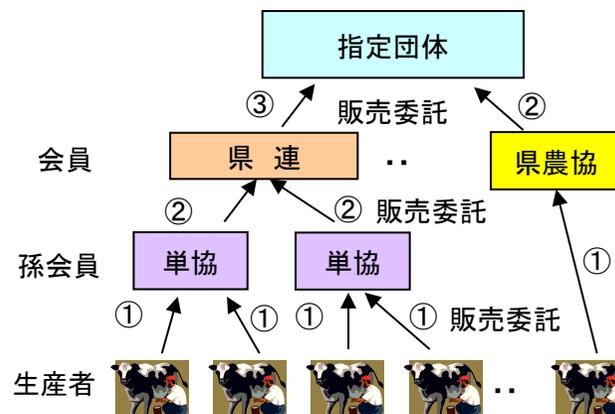
① 生乳販売に係る手数料は、日々の出荷乳量の確定や乳代精算事務等に係る経費で、生乳に対して従量制又は従価制により徴収。

② 手数料は、生乳生産量、酪農家戸数、職員数等によって変化するが、単協-県連と多層になっているほど経費は高む傾向。

○ 酪農家の規模拡大や戸数の減少が進む中で、手数料水準、その根拠、透明性等について様々な意見が存在。

○ 送乳業務は指定団体がほぼ一元的に管理しているが、集乳業務については、一元管理できていない指定団体が存在。

指定団体と生乳出荷の流れ



【1県1組織】

北海道、東京、山梨、愛知、奈良、大阪、兵庫、鳥取、岡山、広島、徳島、福岡、大分、鹿児島、沖縄

(15都道府県)

○ 中間コストの比較(県内に2段階と3段階が存在する場合)

	A県		B県	
	2段階	3段階	2段階	3段階
手数料	2.41	3.04	1.71	1.94
集送乳費	7.45	8.35	5.84	8.01
CS費	1.57	1.57	1.36	1.36
検査費	0.15	0.15	0.15	0.15
合計	11.58	13.11	9.06	11.46

(単位: 円/kg)